

# 当社ホームトレードにおける証拠金制度について

平成 29 年 9 月 1 日  
株式会社フジトミ

当社における証拠金の定義と証拠金制度は下記のとおりです。

## 【受入証拠金の総額】

お客様からお預かりしている現金と充用有価証券に、現金授受予定額を加減した金額のことです。

## 【現金授受予定額】

現金に振り替えられていない売買差損益金と売買手数料に、値洗損益金通算額を加えた金額の事です。但し、値洗損益金通算額が益となっている場合には当該額を現金授受予定額に加えません。

## 【当社委託者証拠金】

受託契約準則（以下「準則」）に規定する委託者証拠金で、(株)日本商品清算機構（以下「JCCH」）が算出する「取引証拠金維持額」以上で設定することになっています。当社においては、以下の計算式により銘柄毎の証拠金を算出し、その合計額を「当社委託者証拠金」とします。

式： $(PSR \text{ (注1)} \times \text{銘柄毎片建満玉枚数 (注2)}) + \text{納会月割増証拠金}$

但し、SPAN パラメータの内容によっては、PSR 以外の SPAN パラメータを使用して計算する場合があります。

(例：SPAN パラメータの「商品内スプレッド割増額」が PSR を上回る場合、PSR に代えて商品内スプレッド割増額を使用します。)

## 【納会月割増証拠金】

準則の規定により当社において定めた証拠金です。

建玉が 1 番限月となった際に徴収する証拠金です。1 番限月は相場変動リスクが高まるため、当社では JCCH が公表する「納会月割増額」以上に設定します。銘柄毎の 1 番限月建玉での片建満玉枚数で乗じて算出します。

## 【当社必要証拠金】

建玉をする上で必要な証拠金として、当社が定めた証拠金です。値洗損益金通算額が損計算になる等で「受入証拠金の総額」が前述の「当社委託者証拠金」を下回る場合には、「受入証拠金の総額」がこの「当社必要証拠金」を上回るまで追加の証拠金を差し入れて頂きます。当社においては、以下の計算式により算出された金額を銘柄毎の証拠金として設定し、その合計額を「当社必要証拠金」とします。

式：(PSR×銘柄毎片建満玉枚数) + 納会月割増証拠金

但し、SPAN パラメータの内容によっては、PSR 以外の SPAN パラメータを使用して計算する場合があります。

現在は「当社必要証拠金」は「当社委託者証拠金」と同額となります。

(例：SPAN パラメータの「商品内スプレッド割増額」が PSR を上回る場合、PSR に代えて商品内スプレッド割増額を使用します。)

(注 1) 「PSR」・・・プライススキャンレンジの略称。JCCH において、SPAN により算出した銘柄毎の証拠金基本額。

(注 2) 「片建満玉枚数」・・・売建玉と買建玉を保有している場合、どちらか多い方の建玉枚数。通常は同銘柄全限月の売建玉枚数合計と買建玉枚数合計で算出する。納会月割増証拠金においては納会限月の建玉のみで算出する。

## ■当社委託者証拠金の預託(入金)時期について

新規建玉に係る当社委託者証拠金は、当該注文時に預託(入金)されている必要があります。

## ■不足請求の発生について

受入証拠金の総額が当社委託者証拠金を下回った際には、証拠金の不足が生じる事になります。

不足は、値洗損益金通算額の悪化や JCCH による SPAN パラメータの見直し、納会月割増証拠金の発生などにより発生します。

### 【不足請求の発生とその金額】

受入証拠金の総額 < 当社委託者証拠金となった時に発生(帳入計算時)

**不足請求額 = 当社委託者証拠金 - 受入証拠金の総額**

## ■不足請求発生時のお客様の対応について

不足請求が発生した場合に、建玉の維持を希望されるお客様は、不足請求発生翌営業日正午までに、当社で着金確認ができるよう不足請求額以上の入金を行ってください。

※ 不足請求については現金による振り込みのみとします。

※ 充用有価証券を差し入れている場合には、値洗損益金通算額と売買差損益金及び手数料の合計が現金預かり額を超えている場合に「現金不足額」が発生します。現金不足額については原則として充用有価証券をもって充てることが出来ず、その都度請求が発生しますが、当社においては前述の不足請求以外については当分の間、充用有価証券をもって充てることが出来るものとします。

## ■不足請求発生時における当社の対応について

1. 当社は、不足請求発生翌営業日正午までに、お客様から次の①又は②の対応をいただけなかった場合、不足請求発生時に保有していた建玉をお客様の計算のもと任意に強制決済できるものとします。

※ 当社が強制決済注文を発注した場合、別途強制決済手数料が発生いたします。強制決済手数料の金額については別途定めるものといたします。

- ① 不足請求発生翌営業日正午までに、不足請求額以上の入金を行っていただき、同時刻までに当社にて着金確認できた場合
- ② 不足請求発生翌営業日正午までに、不足請求発生時に保有していた全ての建玉を決済した場合

2. 不足請求発生後、次の対応をいただいた場合は、不足請求の解消とはなりません。当社では建玉の強制決済はおこないません。

不足請求発生翌営業日正午までに、受入証拠金の総額が当社委託者証拠金以上となるように証拠金不足発生時に保有していた建玉の一部決済もしくは一部入金あるいはその両方をおこない、お客様のその対応の時点で再計算した結果、取引画面口座照会に表示される不足請求額が0円となった場合

## ■建玉可能額と返還可能額(現金)の計算

それぞれ以下のとおりとなります。

### 【預り証拠金余剰額(建玉可能額)】

式：受入証拠金の総額－当社委託者証拠金

### 【注文可能額】

式：預り証拠金余剰額－注文中証拠金額－出金依頼中金額

### 【出金可能額】

式：預り証拠金余剰額－充用有価証券－注文中証拠金額－出金依頼中金額

※充用有価証券分の 現金出金は出来ません。

## ■値洗損益金通算額の益計算の扱いについて

当社では、値洗損益金通算額の益計算部分については現金授受予定額に加えないため、受入証拠金の総額、建玉可能額及び返還可能額の計算にも当該益計算部分は含まれません。

## ■売買差損益金と手数料の振替について

当社では、売買によって発生したお客様の売買差損益金と手数料について、お預かりしている現金の範囲内で毎営業日の帳入計算において自動的に振替を行います。

## ＜証拠金計算の例＞

現金 40 万円を入金して取引開始、金の PSR は 10 万円とします。

この時点での「受入証拠金の総額」は 40 万円です。

- ① 金 4 月限の新規買い注文 2 枚を出します。

この時の「当社委託者証拠金」は PSR (10 万円) × 片建満玉枚数 (2 枚) で 20 万円、「受入証拠金の総額」は現金の 40 万円、「預り証拠金余剰額」は受入証拠金合計額 (40 万円) - 当社委託者証拠金 (20 万円) で 20 万円となります。

- ② 続いて、金 8 月限の新規売り注文 2 枚を出します。

この注文が成立しても、売建玉と買い建玉合計の多い方 (片建満玉枚数) は変わらず 2 枚なので当社委託者証拠金及び預り証拠金余剰額は変わりません。

- ③ 当日帳入による計算で、値洗損益金通算額がマイナス 4 万円となりました。

この時の「受入証拠金の総額」は現金 (40 万円) + 値洗 (-4 万円) で 36 万円、「当社委託者証拠金」は変わらず、「預り証拠金余剰額」は 16 万円になります。

- ④ 翌日の帳入で、値洗損益金通算額のマイナスが 20 万円となりました。

この時の「受入証拠金の総額」は現金 (40 万円) + 値洗 (-20 万円) で 20 万円、「当社委託者証拠金」は変わらず。「預り証拠金余剰額」は 0 となりますが、「受入証拠金の総額」が「当社委託者証拠金」を下回っていないので不足も発生しません。

- ⑤ さらに翌営業日の帳入で、値洗損益金通算額のマイナスが 22 万円となりました。

この時の「受入証拠金の総額」は現金 (40 万円) + 値洗 (-22 万円) で 18 万円、「当社委託者証拠金」が 20 万円が変わっていません。「預り証拠金余剰額」は 0 のままですが、「受入証拠金の総額」が「当社委託者証拠金」を下回ったので不足請求が発生します。不足額は「当社委託者証拠金」(20 万円) - 「受入証拠金の総額」(18 万円) で 2 万円となります。

- ⑥ 翌営業日午前中に 2 万円を入金して不足を解消し、その日の帳入で値洗損益金通算額がマイナス 18 万円となりました。

この時の「受入証拠金の総額」は現金 (40 万円 + 2 万円 = 42 万円) + 値洗 (-18 万円) で 24 万円、「当社委託者証拠金」は変わらず、「預り証拠金余剰額」は 4 万円です。

- ⑦ その後、値洗損益金通算額が変わらないまま金 4 月限が 1 番限月となりました。

JCCH より、この限月の納会月割増額が 1 枚あたり 12 万円と公表されている場合、納会月割増証拠金は 24 万円 (同限月の片建満玉枚数なので 2 枚 × 12 万円) となります。これにより「当社委託者証拠金」は PSR (10 万円) × 片建満玉枚数 (2 枚) + 納会月割増証拠金 (24 万円) で 44 万円となります。

「受入証拠金の総額」は 24 万円なので「当社委託者証拠金」(44 万円) を下回りました。このため、「受入証拠金の総額」(24 万円) - 「当社委託者証拠金」(44 万円) で 20 万円の不足請求が発生します。

- ⑧ 翌営業日午前中に 20 万円を入金して不足を解消し、その日の帳入で値洗損益金通算額がプラスマイナス 0 となりました。

この時の「受入証拠金の総額」は現金 (40 万円+2 万円+20 万円=62 万円) + 値洗 (0 円) で 62 万円、「当社委託者証拠金」44 万円となり、「預り証拠金余剰額」は 18 万円となります。

- ⑨ さらに翌営業日の帳入で値洗損益金通算額がプラス 20 万円となりました。

この時の「受入証拠金の総額」は現金 (40 万円+2 万円+20 万円=62 万円) ですが、値洗は益計算となっているので算入されず 62 万円のままです。「当社委託者証拠金」も変わりませんので、「預り証拠金余剰額」も 18 万円で変わらずとなります。

以上

平成 23 年 3 月 1 日から改正

平成 23 年 4 月 1 日から改正

平成 23 年 5 月 1 日から改正

平成 23 年 11 月 1 日から改正

平成 25 年 4 月 1 日から改正

平成 25 年 5 月 30 日から改正

平成 26 年 3 月 31 日から改正

平成 29 年 6 月 8 日から改正

平成 29 年 9 月 1 日から改正